



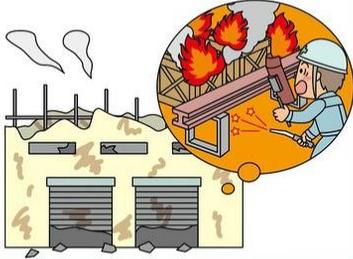
賠償責任保険普通約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／生産物特約条項／商賠上手追加条項 他

ひょうご共済の「商賠上手」なら、事業活動にかかわる「賠償リスク」を包括的にカバーできるので安心です！

☆充実の基本補償



工事中の事故



機械の溶接作業中に火出し、顧客の工場を全焼させた。



子供が作業場内に立入り、穴に落ちてケガをした。



建築現場から資材が落下し、通行人がケガをした。

工事終了後の事故



引き渡し直後のビルの壁がくずれ、隣の店舗が壊れた。



修理後の機械が正常に作動しなかったため大量の不良製品ができた。



機械の据付ミスにより顧客の従業員がケガをした。また、再発防止のため、据付工事をやり直した。



マンホールのふたをしめ忘れたため通行人が落ちケガをした。

施設の事故・業務中の不注意

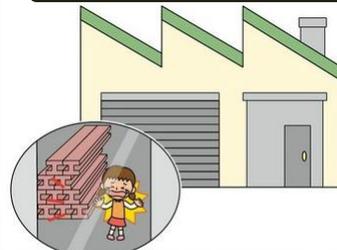


事務所の看板が落下し通行人がケガをした。

(業務中の不注意)

- ・自転車で備品の買出しに行く途中に通行人に衝突し、ケガをさせた……
- ・来客に出したコーヒーを誤って来客にかけてしまった。

人格権侵害



工事場内に子供をとりこめただまま施設し、翌日まで気が付かなかった。

- 「人格権侵害」
- ・不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損
 - ・口頭、文書等による名誉毀損、プライバシー侵害
- 「宣伝障害」
- ・宣伝に付随する名誉毀損、プライバシー侵害
 - ・著作権侵害

※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1000万円となります。

その他の基本補償

被害者対応費用・事故対応特別費用

生産物(工事対象物)自体の損害
生産物(工事対象物)回収費用

- ・身体賠償発生時のみ
- ・保険金額×3%限度

※お支払内容、支払限度額等については、パンフレットまたは約款をご参照下さい。

約**59.1%**
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

ご好評につき、平成29年4月ご加入分から更にお安くさせていただきました!



☆工事業専用オプション「工事業拡張パック」



補償の種類	補償の内容	支払限度額
作業対象物損壊補償 (作業対象物損壊追加条項)	被保険者が、直接作業を加えている財物(被保険者の作業の対象となっている部分)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償	基本保険金額
工事遅延損害補償 (身体障害および財物損壊発生時の工事遅延損害追加条項)	補償対象となる身体賠償事故または財物賠償事故が発生し、保険金が支払われる場合において、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上遅延したことによって被保険者が発注者に対して負担する法律上の遅延損害賠償金を補償	1事故あたり500万円
支給財物損壊補償 (支給財物損壊追加条項)	支給財物を損壊したこと起因して、被保険者が支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償	1事故あたり500万円 (自己負担額5万円)
リース・レンタル財物損壊補償 (リース・レンタル財物損壊追加条項)	工事場内および保険証券記載の施設内において使用または管理するリース・レンタル財物の損壊に起因して、被保険者がリース・レンタル財物について正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償	1事故あたり500万円 (自己負担額5万円)

「商賠上手」は、4つの加入タイプから選んでご加入いただけます。

加入タイプ	お支払限度額
A	5000万円
B	1億円
C	2億円
D	3億円

※お支払限度額は、「工事終了後の事故」についてのみ保険期間中の限度額となります。

☆団体保険制度のため、割安です！

ひょうご共済の「商賠上手」は、
兵庫県共済の組合員の皆様のための団体保険制度です！
だから、とても**割安な保険料**です！

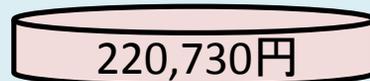
保険料試算例①

主な工事種類: 道路工事・前期完成工事高1億円・お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合

※「主な工事の種類」によって保険料率は異なります。具体的なお見積につきましては、ひょうご共済までお問い合わせ下さい。



ひょうご共済の「商賠上手」に加入した場合

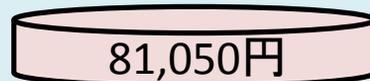
約59.1%
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

保険料試算例②

主な工事種類: 建築工事・前期完成工事高1億円・お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合



ひょうご共済の「商賠上手」に加入した場合

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用パンフレット「県共済の商賠上手」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011
神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL 0120-655-666 FAX 0120-81-9031
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL: 078-333-2595
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆取扱窓口